

6－6 施工体制の適正化に向けての 現場点検の手引き(案) 第16版

〔令和8年4月1日一部改正〕

別添の1

**施工体制の適正化に向けての
現場点検の手引き（案）
【第16版】**

**令和8年4月1日一部改定
愛知県建設局**

施工体制の適正化に向けての 現場点検の手引き(案)

【第16版】

目 次

§ 1 点検要領関係	頁
Q 1-1 施工体制点検の法的根拠について	1
§ 2 建設業許可関係	
Q 2-1 建設業区分の違いについて	3
Q 2-2 建設業許可票の掲示について	3
Q 2-3 建設工事に該当しない工事について	4
Q 2-4 建設業許可のない者の下請契約書のチェックについて	5
Q 2-5 支給材がある場合の下請金額の算定について	5
§ 3 技術者関係	
Q 3-1 専任の主任(監理)技術者の兼務について	7
Q 3-2 主任技術者から監理技術者への変更について	14
Q 3-3 監理技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係について	15
Q 3-4 直接的な雇用関係、恒常的な雇用関係について	15
Q 3-5 雇用関係の確認書類について	16
Q 3-6 現場代理人の兼務について	17
Q 3-7 共同企業体における配置技術者について	18
Q 3-8 現場代理人等通知書(営業所技術者等)について	19
Q 3-9 専門技術者を配置しなければならない場合について	21
Q 3-10 作業主任者について	22
Q 3-11 品質証明員について	23
Q 3-12 解体工事業の追加について	24
Q 3-13 技術検定の合格証明書の提出について	25
§ 4 請負契約関係	
Q 4-1 下請契約の定義について	26
Q 4-2 元請負人、下請負人の定義について	26
Q 4-3 施工体制台帳、施工体系図及び下請負届の対象範囲について	28
Q 4-4 商社等が1次下請となる場合について	28
Q 4-5 社会保険等未加入建設業者との下請負契約について	30
Q 4-6 相指名業者への下請について	30
Q 4-7 請負代金内訳書の法定福利費について	30
Q 4-8 法定外の労災保険の加入について	31

§ 5 施工体制台帳、施工体系図関係

Q 5-1	施工体制台帳の作成理由について	32
Q 5-2	施工体制台帳に係る元請の義務について	32
Q 5-3	施工体制台帳の記載事項について	33
Q 5-4	施工体制台帳の添付書類について	39
Q 5-5	下請契約書(写し)の確認について	42
Q 5-6	各種運搬業務等に係る契約上の取扱いについて	43
Q 5-7	警備業務に係る契約上の取扱いについて	43
Q 5-8	各種試験業務等に係る契約上の取扱いについて	45
Q 5-9	測量調査業務等に係る契約上の取扱いについて	45

§ 6 一括下請負関係

Q 6-1	一括下請負の定義、判断について	46
Q 6-2	一括下請負禁止の理由について	47
Q 6-3	「実質的関与」の確認方法について	48
Q 6-4	主たる部分を一括して下請させている場合について	48
Q 6-5	元請・1次下請が共に施工管理のみを行う場合について	49
Q 6-6	隣接工区を含めて一体的に施工する場合について	50

§ 7 その他

Q 7-1	使用しなかった共済証紙の取扱いについて	51
Q 7-2	建退共制度は必ず加入しなければならない制度か	51
Q 7-3	建設業退職金共済制度の履行時期について	51
Q 7-4	労災保険成立票の掲示について	52
Q 7-5	労働安全衛生法第30条(災害防止協議組織)について	52
Q 7-6	店社パトロールについて	53
Q 7-7	墜落制止用器具の使用について	54

参考資料

1.	「施工体制台帳の記載事項または添付書類の確認範囲」に関する運用の改正について(令和3年3月19日付け2建企第509号)	56
2.	施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について(平成13年3月30日付け国総建第80号)	59
3.	平成15年度「建設業退職金共済制度の加入促進及び履行確保」について ほか2(平成15年10月31日付け15建総号外)	61
4.	建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(平成26年2月3日付け国土建第272号)	64

～平成27年4月1日一部改正～

【Q:1-1】 施工体制点検の法的根拠について

何故、現場の施工体制の点検を行わなければならないか。

【A】

- 1 点検を行わなければならない法律上の根拠は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第16条であり、その内容は次に示すとおりである。これは、**発注者としての義務事項**である。

＜「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第16条＞

公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 そして、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」で、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため「**取り組むべきガイドライン**」として、以下のとおり定められている。

＜「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」第2の5(5)＞

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする**要領の策定**等により**統一的な監督の実施に努める**ものとする。

イ 現場施工に着手するまでの期間や工事の完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間など監理技術者を専任で置く必要がない期間を除き、**監理技術者の専任制**を徹底するため、工事施工前における監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれていることの点検を行うこと。

ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法第15条第2項の規定により提出された**施工体制台帳**及び同条第1項の規定により掲示される**施工体系図**に基づき点検を行うこと。

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事实績を記入した**コリンズ登録**の確認、工事施工中の**建設業許可を示す標識**の掲示、**労災保険関係成立票**の掲示、**建設業退職金共済制度**の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけでなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、**必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行う**ものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、公共工事については、法第15条第1項及び第2項により、下請契約を締結する全ての工事について、その作成及び発注者への写しの提出が義務付けられたところである。各省各庁の長等は、施工体制台帳の作成及び提出を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこれを適切に活用するものとする。

- 3 また、「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について(*1)」の記1で、”「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、建設業者から提出される施工体制台帳の活用等により、**適切に現場施工体制の点検等に努めること**”とある。

(*1)H13.3.30付け国土交通省総合政策局長通達 参考資料編を参照のこと。

- 4 愛知県では、「「施工体制台帳の記載事項または添付書類の確認範囲」に関する運用の改正について(通知)」(*2)により、施工体制台帳の記載事項及び添付書類の確認を行っている。

(*2)令和3年3月19日付け建設企画課長通知 参考資料編参照

～令和7年4月1日一部改正～

【Q:2-1】 建設業区分の違いについて

特定建設業と一般建設業の違いは何か。

【A】

特定建設業の許可は、その趣旨が下請負人の保護の徹底を期し、特に重い義務を課するため設けられたものであり、同一の建設業について、特定建設業者と一般建設業者との間においては、その営業の範囲について特別の差異はない。

ただ、一般建設業者は、発注者から直接請け負った1件の建設工事につき、**5000万円**(建築工事業にあっては**8000万円**) **以上の下請契約**を締結して工事を施工することができないのに対し、特定建設業者はこの制限が解除されていることが異なる点である。

したがって、発注者から直接請け負う1件の工事の請負金額については、一般建設業者であっても、特定建設業者であっても等しく制限はなく、一般建設業者であっても、工事をすべて直営施工する限り、あるいは5000万円(建築工事業にあっては8000万円)未満の工事を下請施工させる限り、請負金額に制限はない。

下請契約の金額が制限されるのは、**発注者から直接請け負った工事**に関してであるので、元請負人から請け負った工事につき、下請負人が更に次の段階の下請負人と締結する、いわゆる**孫請以下の下請契約については、何ら制限はない**。

そのため、下請負人は**特定建設業者であるか一般建設業者であるかを問わず**、金額の如何にかかわらず更に下請契約を締結することができる。

～令和3年4月1日一部改正～

【Q:2-2】 建設業許可票の掲示について

工事現場には「建設業の許可票」を、元請業者のみ掲示するよう義務付けられているが、どのように対応すればよいか。

【A】**●¹「建設業許可票」掲示の趣旨**

建設業法第40条で、建設業者に対し、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負ったものに限る。)の現場ごとに、一定の標識を掲示するべきことを義務付けているが、建設工事の現場に掲示する趣旨は次のとおりである。

- 1) 当該建設工事の施工が、建設業法による許可を受けた適正な業者(建設業者)によってなされていることを、対外的に明らかにさせること。
- 2) 建設工事の施工形態の特殊性(施工場所が移動、施工時期が一時的、下請構造が複雑等)から、安全施工、災害防止等の責任があいまいになりがちであり、また対外的に責任主体が誰であるかが不明確となりやすいため、これらを防止すること。

<建設業法第40条>

建設業者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負ったものに限る。)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

●2 「建設業許可票」の記載事項

「建設工事の現場に掲示する『建設業の許可票』に記載する事項は、建設業法施行規則第25条第1項の第1～5号に規定されている。

<建設業法施行規則第25条第1項>

法第40条の規定により建設業者が掲げる標識の記載事項は、店舗にあつては第1号から第4号までに掲げる事項、建設工事の現場にあつては第1号から第5号までに掲げる事項とする。

- 1) 一般建設業又は特定建設業の別
- 2) 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- 3) 商号又は名称
- 4) 代表者の氏名
- 5) 主任技術者又は監理技術者の氏名

●3 「建設業許可票」の掲示場所及び形状寸法

「建設工事の現場に掲示する『建設業の許可票』は、“公衆の見やすい”場所に掲示しなければならない(建設業法第40条を参照)。

また、その形状寸法については、建設業法施行規則第25条第2項に規定されている。(建設工事現場に掲げる場合は縦25cm以上×横35cm以上)

<建設業法施行規則第25条第2項>

法第40条の規定により建設業者の掲げる標識は店舗にあつては別記様式第28号、建設工事の現場にあつては別記様式第29号による。

～平成29年4月1日作成～

【Q:2-3】 建設工事に該当しない工事について

建設工事に該当しない工事は、草刈り、溝浚い工事の他にどんな工事があるか。機械設備のオーバーホールは、建設工事か。

【A】

建設工事とは、建設業法第3条第2項・別表第1に規定された29業種に該当する工事であり、管理業務のための工事は、建設工事に該当しない。

機械設備のオーバーホール等は、メンテナンス工事(保守・点検)であるため、建設工事には該当しない。しかしながら、機械設備の修繕を含む工事は、建設工事となる。

～平成24年4月1日一部改正～

【Q:2-4】 建設業許可のない者の下請契約書のチェックについて

下請負契約の金額をチェック(建設業許可のない者が、500万円以上の下請をしていないか?)するには、どのように行えばよいか。

また、下請負契約が単価契約である場合は、どのように行えばよいか。

【A】

- 建設業法第3条に、“建設業を営もうとする者は、同法第3条の規定に基づき、建設業の許可を受けなければならないが、「軽微な建設工事」のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。”とある。

したがって、軽微な建設工事であれば、建設業の許可を受けることなく請け負うことができる。

軽微な建設工事 とは、以下のとおりである(建設業法施行令第1条の2第1項)。

工事1件の請負代金の額(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)が

○**建築一式工事の場合**

1500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事

○**建築一式工事以外の建設工事**

500万円に満たない工事

- 1 質問にある、軽微な建設工事に該当するか否かを判断するにあたっては、以下の2点に留意する必要がある(建設業法施行令第1条の2第2、3項を参照)。
 - 1) 上記の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、**各契約の請負代金の額の合計額**とする。
ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。
 - 2) 注文者が材料を提供する場合においては、**その「市場価格」又は「市場価格及び運送賃」を当該請負契約の請負代金の額に加えたもの**を、上記の請負代金の額とする。
- 2 単価契約である場合の、軽微な建設工事に該当するか否かは、**総価(＝単価×数量)で判断するもの**とする。
その際、同様に上記1の2点に留意する必要がある。

～令和7年4月1日一部改正～

【Q:2-5】 支給材がある場合の下請金額の算定について

前年に製作又は購入のみの資材(鋼製製品、PC製品、ワイヤー、杓、etc)の取付だけの工事の場合、作業の特殊性から、下請けが想定される工種もあるが、これらの場合、支給材も下請負の金額に入れるのか。(元請業者が一銭も出さない資材は入れるべきではないのでは)

【A】

- ¹ 注文者からの支給材(元請が提供する材料等)がある場合に、例えば**1次下請の総額が5000万円以上の工事に該当するか否かを判断する際**には、支給材の価格等は含めない。
- ² 支給材の価格等(運送費を含む)を加算するのは、建設業許可の無い業者が下請にある場合、いわゆる**軽微な建設工事に該当するか否かを判断する場合**である。
(別途**【Q:2-4】**を参照)

- 1 質問のケースで、下請に建設業許可の無い業者が予定されている場合は、**支給材** (このケースでは発注者である県が支給する材料) **の価格等を加算した額**で、軽微な建設工事に該当するかどうかを判断しなければならない。

～令和7年4月1日一部改正～

【Q:3-1】専任の主任(監理)技術者の兼務について

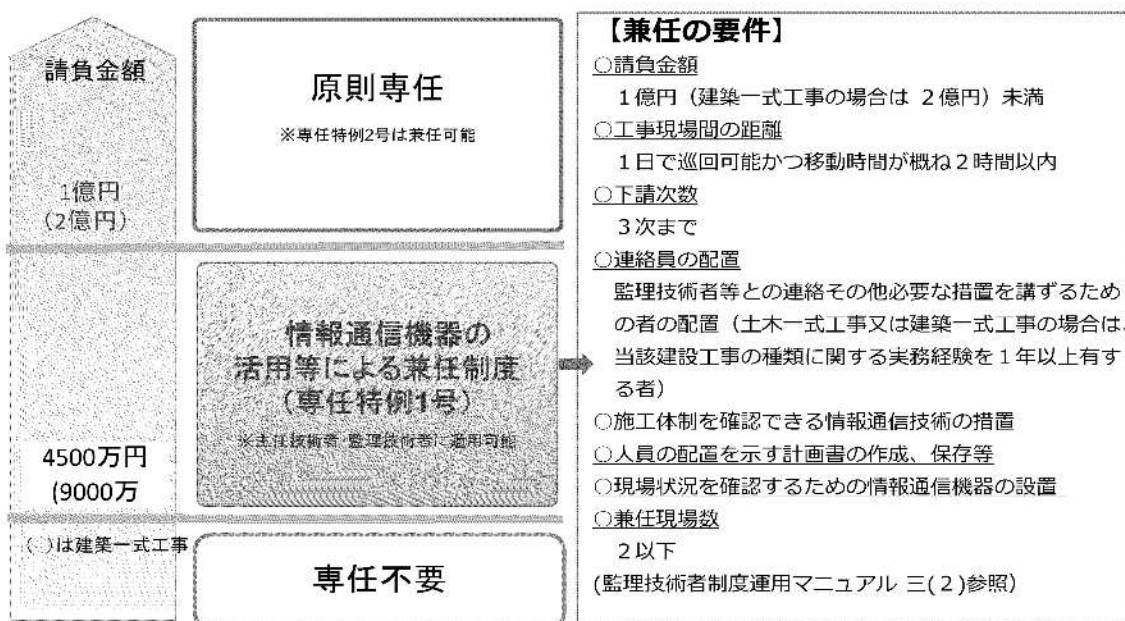
配置する主任(監理)技術者が他の工事を兼務できるか。

【A】

- 建設業許可業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、請負金額の大小に関係なく当該工事現場における建設工事の**施工の技術上の管理**をつかさどる者として、一定の資格又は施工実務の経験を有する**主任技術者**を置かなければならない。
 - 発注者から直接 建設工事を請け負った特定建設業者(特定建設業の許可を受けた者)は、当該建設工事を施工するために締結した**下請契約の請負代金の額の総額が5000万円(建築一式工事の場合は8000万円)以上**となる場合においては、主任技術者に代えて、一定の資格又は施工実務の経験を有する**監理技術者**を置かなければならない。
 - なお、後述する現場代理人(Q3-6)は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負人の代理人であり、主任技術者や監理技術者とは役割等が異なるものであるが、これらを兼ねても工事の施工上支障はないので、**主任技術者(又は監理技術者)と現場代理人の兼任は可能であると解される。**
- 1 請負金額が、いずれの工事も**4500万円未満(建築一式工事は9000万円未満)**である場合は、配置する主任技術者は専任である必要はなく、**兼務が可能**である。
 - 2 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務のみ従事していることをいう。
 - 3 建設工事に配置することが求められている主任技術者又は監理技術者は、請負金額が一定金額以上の場合には工事現場毎に専任で配置することとされているが、技術者の役割が十分に果たし得る範囲においては、下記のとおり**専任配置の特例**が設けられている。

(1) 専任特例1号

専任特例1号は、主任技術者又は監理技術者は専任を要する工事を兼務でき、具体的な要件等は以下のとおり。(建設業法 第26条第3項第1号、同法施行令 第28条参照)



「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」(中部地方整備局)より引用

<「監理技術者資格者制度運用マニュアル」三(2)>

① **専任特例1号**については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。なお、専任特例1号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

1) 各建設工事の**請負代金の額が、1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)**であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

2) 建設工事の**工事現場間の距離**が、同一の主任技術者又は監理技術者がその**一日の勤務時間内に巡回可能**なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の**移動時間がおおむね2時間以内**であること。なお、左記の移動時間は**片道に要する時間**であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段(自動車など)の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、**下請次数が3を超えていない**こと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との**連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下「連絡員」という。)**を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の**連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者**を当該工事現場に置くこと。

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、**同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能**である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う(事故等対応含む)ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者(主任技術者)の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、**連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。**ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

5) 当該工事現場の**施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置**を講じていること。なお、**情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの**とし、CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した**人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置く**こと。また、当該計画書は、規則二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

(イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(ロ) 当該建設工事の内容(法別表1上段の建設工事の種類)

(ハ) 当該建設工事の請負代金の額

(ニ) 工事現場間の移動時間

(ホ) 下請次数

(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験(実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載)

(ト) 施工体制を把握するための情報通信技術

(チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

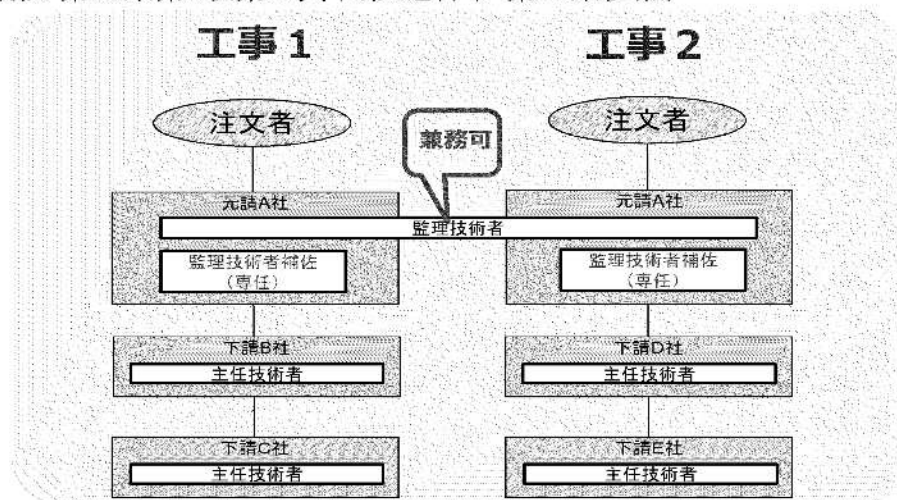
8) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、2)～7)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

※専任特例1号の要件については、建設業法の目的である「適正な施工を確保し発注者を保護する」ことを前提にしつつ、担い手確保や生産性向上、あるいはDX技術の進展など、現状の建設業を取り巻く環境及び状況を踏まえ、その規定内容の水準を設定。

(2) 専任特例2号

監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を、当該工事現場ごとに専任で置く場合には監理技術者の兼務が認められる。この場合、監理技術者が兼務できるのは2現場までである。また、兼任できる工事現場の条件は、同一建設事務所管内もしくは県内で相互の間隔（直線で結んだ距離）が10km程度以内とする。なお、監理技術者補佐になれるのは、主任技術者の資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者である。

- ・1級の技術検定の第1次検定に合格した者（1級施工管理技士補）（令和3年4月1日施行）
 - ・監理技術者の資格を有する者
- （建設業法 第26条第3項第2号、同法施行令 第28条参照）



「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」（中部地方整備局）より

＜「監理技術者資格者制度運用マニュアル」三(2)＞

② **専任特例2号**については、監理技術者は専任を要する工事を兼務できるとされており、適用にあたっては、適正な施工の確保を図る観点から、**当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければならない。**

なお、**監理技術者が兼務できる工事現場数は2**とされている。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から監理技術者の変更を指示することができる。なお、工事現場の数が1であっても監理技術者を補佐する者を配置することは可能であるが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできない。また、専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。

(3) 2以上の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

公共性のある工作物等に関する重要な工事のうち密接な関連のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。(建設業法施行令 第27条第2項参照) ※この規定は専任の監理技術者には適用されない。

<「監理技術者資格者制度運用マニュアル」三(2)>

③ 例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる(令第二十七条第二項)。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、**工事現場の相互の間隔が10km程度**の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

2) 1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、**原則2件程度**とする。

3) 1)及び2)の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

●上記、マニュアルの当面の取扱いを以下のとおりとする。

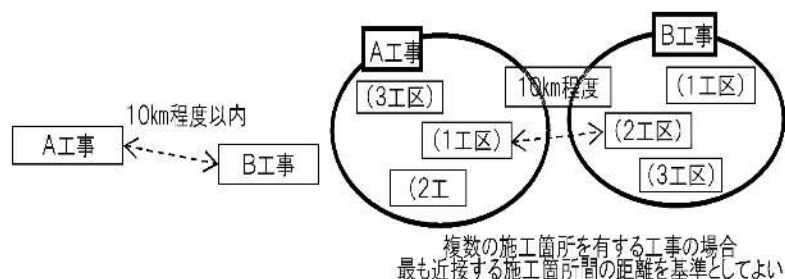
「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」の例

- ・連続する河川(本・支川)における同種・類似工事
- ・国道、県道等における同種・類似工事 等

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・工事間で上砂等を流用する工事
 - ・工事用道路を共用する工事
 - ・現道規制の調整を要する工事
 - ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事
 - ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要する工事 等
- ※(発注者、請負者の双方が調整する場合を含む)

なお、もう一つの要件である「工事現場の相互の間隔が10km程度」の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断するものとする。(極端な迂回が生じる等、現場間の移動が容易でない場合には適用しないものとする。)



●上記、当面の取扱いを適用する場合、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は**原則2件まで**とする。

(4) 主任技術者、監理技術者が複数の工事を同一の工事として管理できる場合

公共性のある工作物等に関する重要な工事で、以下①②の要件をともに満たす場合、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上でこれら複数の工事を同一の工事とみなして、同一の主任技術者または監理技術者が当該複数工事全体を管理することができる。(各工事の発注者は同一又は別々のいずれでも可)

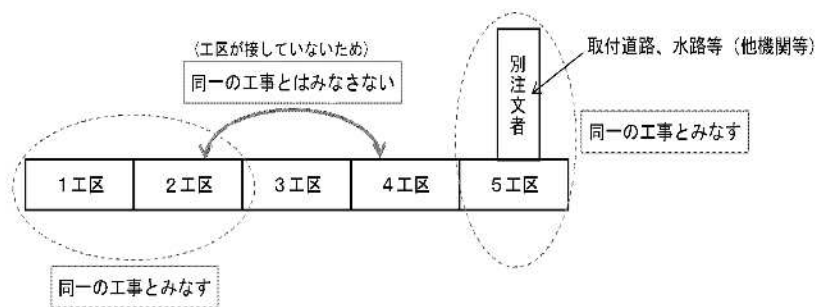
＜「監理技術者資格者制度運用マニュアル」三(2)＞

④ このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を五千万円(建築一式工事の場合は八千万円)以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千五百万円(建築一式工事の場合は九千万円)以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。(専任特例の場合を除く。)なお、本項を適用した場合は一の工事現場との考えとなるため、①～③の特例を併用することは可能である。

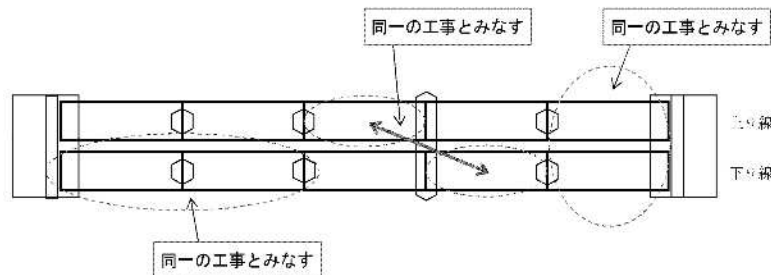
●「同一の建築物又は連続する工作物」及び「複数の工事を一の工事とみなし」の考え方について、以下の事項を基本とし、事例を参考に運用することとする。

- ① 主たる工種(積算体系のレベル2)が同一で、工作物が接している工事。
 - ② 全ての注文者(発注者)が認めた工事であれば、件数に制限は設けない。
 - ③ 施工ヤードが隣接するのみの工事は、同一の工事とみなさない。
 - ④ その他、合理的な技術上の管理が可能な範囲で発注者が認める工事。
- ※④については、発注前に建設企画課土木技術グループと調整を行うこと。

○道路、河川等において、工区を分けて発注した場合

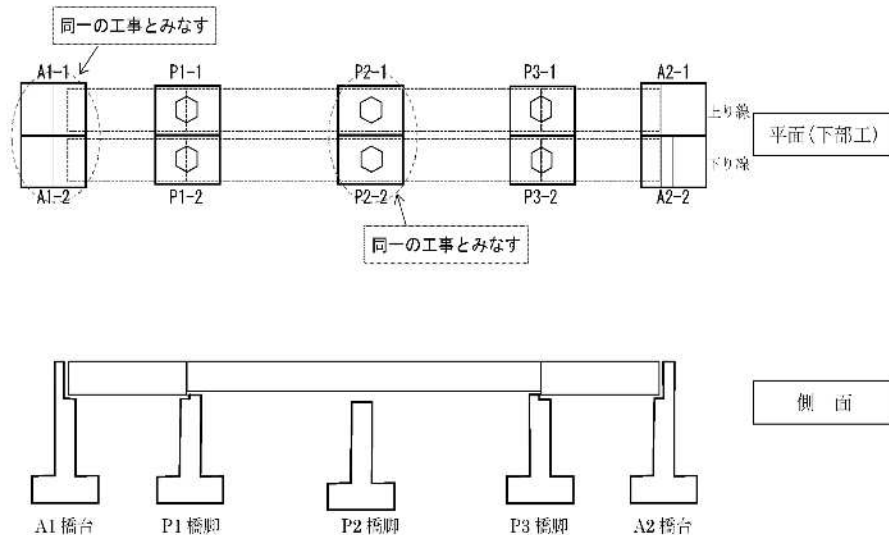


○橋梁上部工において、分割発注した場合(径間、上下線を全て分割した場合を前提とする)



※橋梁上部工において構造物が接しているとは、同一の下部工に架かる上部工とみなし、これらの上部工は、同一の工事とみなす

○橋梁下部工において、分割発注した場合(上下線を全て分割した場合を前提とする)

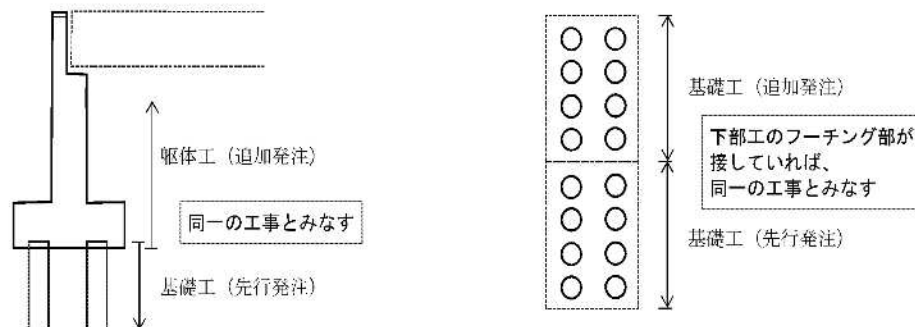


※同径間(上下線・歩車道・側道を含む)でフーチング及び躯体部の一部が接しているもの(目地材等で分断されているものも含む)は、**同一の工事とみなす**

○橋梁下部工において、

基礎工と躯体工を分割して発注した場合

基礎工を分割して発注した場合



○下水道処理場等における場合(排水機場も含む)

- ・同一の建物内において接続する機械(電気)設備は、**同一の工事とみなす**
- ・場内において有線で接続する電気通信設備は、**同一の工事とみなす**

○公園等における場合

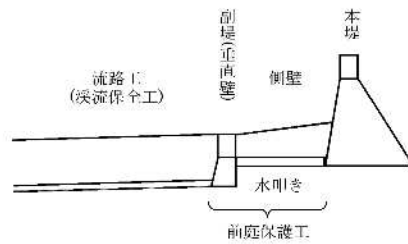
- ・隣接する工事範囲で接続する工作物がある場合は、同一の工事とみなす

例1:園路や排水構造物等、連続している工作物が主たる工事は、**同一の工事とみなす**

例2:休憩施設や遊具等、点在する施設が主たる工事は、**同一の工事とはみなさない** (構造物が接していないため)

○砂防施設における場合

- ・主たる工種が同一で施設が接している工事は、**同一の工事となす**



例1：本堤工事に前庭保護工の側壁・水叩きを追加発注した場合は、

同一の工事とみなす

例2：本堤工事に副堤（垂直壁も含む）工事を追加発注した場合は、

（構造物が接していないため）**同一の工事とはみなさない**

例3：副堤（垂直壁も含む）工事に流路工を追加発注した場合は、

（工種が異なるため）**同一の工事とはみなさない**

○急傾斜地崩壊対策施設における場合

- ・道路、河川等の工区に分けと同じとする

○浚渫船等による浚渫の場合

- ・道路、河川等の工区に分けと同じとする

○防波堤、岸壁及び物上げ場の場合

- ・道路、河川等の工区に分けと同じとする

（参考）請負金額別監理技術者及び主任技術者の配置について

法：建設業法、令：建設業法施行令、マニュアル：監理技術者制度運用マニュアル

（請負代金額）（専任義務）

1 億円		【下請代金額の総額5千万円^{※1}以上】 ・ 監理技術者を専任で配置（法第26条） ・ 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を当該建設工事に専任で置く場合は監理技術者は専任を要する工事を兼務できる（法第26条第3項第2号：マニュアル専任特例2号）
5 千万円	専任を要する	<監理技術者・主任技術者共通> ・ 情報通信機器の活用、請負金額1億円未満等の一定の要件に合致する2工事を兼任可能（法第26条の3第3項第1号：マニュアル専任特例1号） ・ 情報通信機器の活用、請負金額1億円未満等の一定の要件に合致する工事と営業所技術者等を兼任可能（法第26条の5） ・ 複数の工事を一の工事とみなして当該複数工事全体を管理可能（マニュアル三（2）④）
4 千5 百万円	専任を要しない	【下請代金額の総額5千万円^{※1}未満】 ・ 主任技術者を専任で配置（法第26条） ・ 密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第27条第2項） 【請負代金額4千5百万円^{※2}未満】 ・ 主任技術者を配置（法第26条）

※下請金額5千万円以上の場合は特定建設業の許可、5千万未満の場合は特定又は一般建設業の許可が必要（法第3条、令第2条）

※1 建築一式工事の場合は8千万円、 ※2 建築一式工事の場合は9千万円

～令和7年4月1日一部改正～

【Q:3-2】 主任技術者から監理技術者への変更について

当初の下請金額が5000万円未満で、変更で増工となり5000万円以上となった場合、変更契約をしないと、正式には監理技術者をおけないか。

下請金額5000万円を少し切れる場合は、業者の下請契約を確認するしかないか。(いかにも5000万円未満にしたように感じる時がある。)

【A】

＜監理技術者制度運用マニュアル 二一三(3)＞

- 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が5000万円(建築一式工事の場合は、8000万円)以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者(＝元請業者)は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、専任特例2号の場合は併せて監理技術者補佐になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。
- 1 増工等により、下請金額が5000万円以上となるかならないかは元請業者の判断によるものである。
 下請金額が5000万円以上となる場合は、**下請負契約の合計が5000万円以上になる前に主任技術者から監理技術者又は、専任特例2号に変更しなければならない。**ただし、専任特例2号に変更する場合は監理技術者補佐になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。
 また、**コリンズ登録の変更**についても下請負契約変更日から、土曜、日曜、祝祭日を除き10日以内に行わなければならない。
 - 2 下請負金額が5000万円未満の場合でも、請負者の判断で監理技術者を配置することは、何ら問題ない。

～令和7年4月1日一部改正～

【Q:3-3】 監理技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係について

監理技術者等は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者である必要があるというのは、どうしてか。

【A】

- 1 建設工事の発注者は、過去の施工実績、施工能力等を評価し信頼したうえで、受注者を選定している。受注者は、この信頼を裏切ることのないよう、持っている技術力を十分に発揮する必要がある。
- 2 建設業者の持つ技術力は、企業の持つ技術力と個人の持つ技術力によって構成されている。これらは密接不可分のものであり、相互の技術力を十分に発揮することにより、一層の適正な施工を確保することができる。
- 3 建設業者の持つ技術力が十分に発揮されるためには、
 - ① 技術者と企業の責任関係が明確であること。
 - ② 技術者が企業の持つ技術力を熟知し、十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること。
 - ③ 企業が、技術者の持つ技術力を熟知し、技術者を適切に工事現場に設置できること。

このためには、**技術者と企業の間の雇用関係が直接的かつ恒常的である必要がある**と考えられる。

＜引用資料＞ 技術者の適正な配置の徹底について
平成11年4月28日付け建設省経建発第106号
建設省建設経済局建設業課長通知

～令和7年4月1日一部改正～

【Q:3-4】 直接的な雇用関係、恒常的な雇用関係について

「直接的な雇用関係」とは何か。また、「恒常的な雇用関係」とは何か。

【A】

- 1 直接的な雇用関係とは、「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する**一定の権利義務関係**(賃金、労働時間、雇用、権利構成等)が存在する」ことをいい、以下の要件を満たす場合と解する。

資格者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらの準ずる資料によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要(在籍出向者、派遣社員は認められない)。

- 2 「恒常的な雇用関係」とは、①「施工管理業務に従事する一定の期間にわたり、当該企業に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「建設企業と技術者が双方の持つ技術力を熟知し、企業が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること」をいい、特に国、地方公共団体等(注1)が発注する公共工事における専任の主任技術者、専任の監理技術者、専任特例の場合の監理技術者及び監理技術者補佐については、以下の要件を満たす場合と解する。

所属建設業者から入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日。)以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。また、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更(契約書又は登記簿の謄本等により確認)があった場合、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

注1) 監理技術者制度運用マニュアル 二一四(3)に記載する国、地方公共団体及び公共法人等

～令和8年4月1日作成～

【Q:3-5】 雇用関係の確認書類について
雇用関係を確認する書類には、どのようなものがあるか。

【A】

- 1 監理技術者資格者証には、所属建設業者が記載されている。
この資格者証中の所属建設業者の記載や、主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、以下の書類等で確認することができる(表3-1)。

表3-1

雇用関係を確認する書類

確認書類	根拠法令	所有者	作成者	摘 要
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	建設業者	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される。
源泉徴収票	所得税法	技術者本人	建設業者	給与の支払いをする者は、所得税を源泉徴収し源泉徴収票を支払を受ける者に交付する義務がある。
国家資格者等及び監理技術者一覧表(許可添付書類)	建設業法	国土交通省都道府県	建設業者	建設業許可申請書の添付書類
技術職員名簿(経審)	建設業法	国土交通省都道府県	建設業者	経営事項審査申請書の別表
所属会社の雇用証明書	—	技術者本人	建設業者	現在雇用されている事実の証明として事業者が任意様式で作成

～令和7年4月1日一部修正～

【Q:3-6】 現場代理人の兼務について

現場代理人は契約約款第11条の規定により、当該工事現場に常駐する必要があるため、他工事の現場代理人や主任技術者と兼ねられないと考えられる。
 しかしながら、その責務が妨げられない場合は、兼務できると聞いている。
 どのような場合か。

【A】

- ¹ 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人であり、**工事現場に常駐すること**とされている。
 - ² 現場代理人の職務は、契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこと及び次に掲げる権限を除き、契約約款に基づく請負者の一切の権限を行使することである。
 - イ) 請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領
 - ロ) 契約約款第13条第1項に規定する発注者の現場代理人に関する措置請求の受理
 - ハ) 契約約款第13条第3項に規定する発注者の現場代理人に関する措置請求に対する決定及びその通知
 - 二) 契約の解除に係る権限
- ＜愛知県公共工事請負契約約款 第11条第2項＞
- ³ ここでいう常駐とは、当該工事を担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないこと及び現場の安全な運営、取り締まりを行うことを目的としたものである。
- 1 現場代理人の兼務等については、令和7年2月17日付6建企第492号「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」の一部改正により、建設部発注工事において統一的な運用を図ることとしている。

※ なお、上記通知は「6-2 工事現場における現場代理人の常駐の運用について」を参照のこと。

～令和7年4月1日一部改正～

【Q:3-7】 共同企業体における配置技術者について

請負者が、建設工事を共同企業体方式で受注した場合の配置技術者は、共同企業体全体で1人配置すればよいのか。

【A】

- 1 建設業法第26条の規定は、共同企業体の各構成員についても適用される。共同施工方式の場合は、**下請負額が5000万円(建築一式工事の場合は8000万円)以上**の場合、**構成員1社以上が監理技術者を配置し、他の構成員は専任の主任技術者を配置**しなければならない。また、**下請負額が5000万円未満の場合でも請負金額が4500万円(建築一式工事の場合は9000万円)以上**であれば、全ての構成員が配置する主任技術者又は監理技術者は、**専任**でなければならない。(専任特例の場合を除く。)いずれの場合も配置技術者は、各構成員から各々配置しなければならず、共同企業体全体で1人の配置技術者では認められない。
- 2 **工事標準仕様書1-1-51 現場代理人及び監理技術者等** 第4項では、その他標準仕様書に定めのない事項については、**最新の監理技術者制度運用マニュアル**によることを明記した。

＜監理技術者制度運用マニュアル二-二(2)共同企業体における監理技術者等の設置＞

いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する共同企業体にあつては、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って 技術者を設置すべきである。

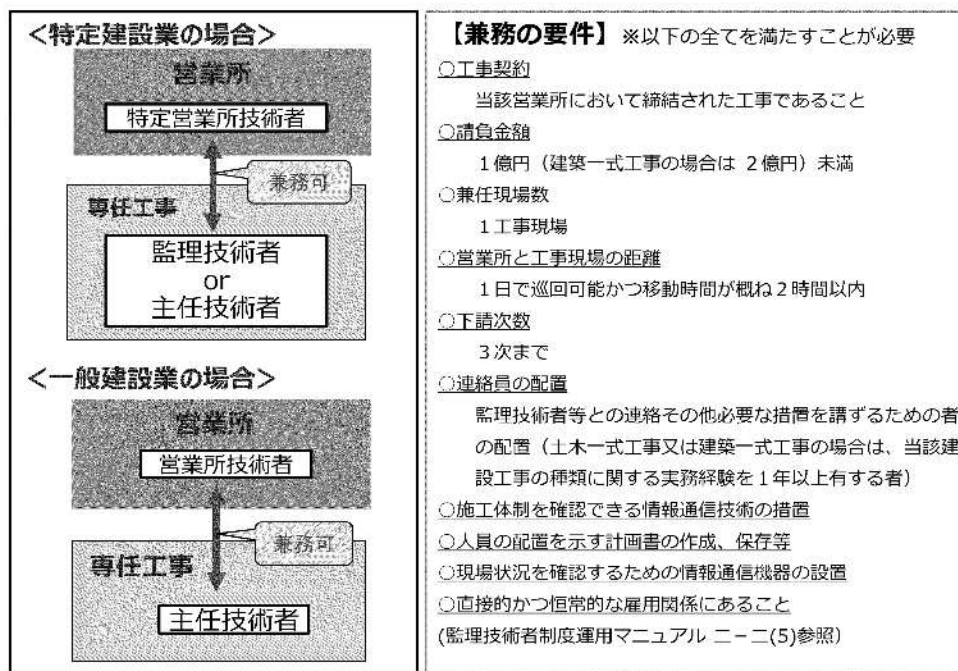
～令和7年4月1日一部改正～

【Q:3-8】 現場代理人等通知書(営業所技術者等)について

現場代理人等通知書には営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。)を記入する欄があるが、営業所技術者等は工事現場の主任技術者又は監理技術者と兼務できるのか。また、契約を締結する営業所のみの営業所技術者等の記載となっているが、他の営業所技術者等を記載しなくてよいのか。

【A】

- 営業所技術者等とは、建設業に関する営業の中心は営業所にあることから、各営業所における建設工事に関する請負契約の適正な締結及び履行の業務に関する技術上の管理をするため、建設業の許可を受けようとする営業所には、建設業の許可の区分や種類に応じて、建設工事の施工に関する一定の資格や経験を持つ**専任の技術者**の配置を求めている。(建設業法第7条第2号)
- ただし、以下の各建設工事について要件を満たす場合は、**特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。**なお、専任特例を活用する場合を除く。

(1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」(中部地方整備局)より引用

(2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事**【兼務の要件】** ※以下の全てを満たすことが必要

- 当該営業所において締結された工事であること
- 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること
- 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- 直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
(監理技術者制度運用マニュアル ニーニ(5)参照)

< 監理技術者制度運用マニュアル二-二(5) >

以下の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。ただし、専任特例を活用する場合との併用はできない。また、1)～3)の併用はできない。

1) 主任技術者又は監理技術者を**専任で配置する必要がある**建設工事

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている**営業所において請負契約が締結**された建設工事であること。

イ **兼ねる工事現場の数が1以下**であること。

ウ **三(監理技術者等の専任)(2)①1)～7)を満たしている**こと。なお、三(2)①2)について、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読替え、三(2)①6)ロについては、所属する営業所の名称を加え、三(2)①6)ニ(イ)については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える等が必用のため留意が必要である。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と**直接的かつ恒常的な雇用関係**にあること。

2) 主任技術者又は監理技術者を**専任で配置する必要がない**建設工事(営業所と工事現場が近接している場合)

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている**営業所において請負契約が締結**された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に**工事現場と営業所が近接**していること。

ウ 当該営業所との間で**常時連絡をとりうる体制**にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と**直接的かつ恒常的な雇用関係**にあること。

3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事(2)の場合以外)

1)の要件を全て満たすこと(三(2)①1)は除く)。

- 1 監理技術者制度運用マニュアルにあるように、営業所の専任技術者と工事現場における非専任の主任技術者の兼務については、**条件が合えば可能だが、営業所の専任技術者としての職務の妨げになるかどうかは、営業所で行っている仕事量及び兼務する主任技術者の仕事の内容等総合的に判断しなければならない。判断については、都市総務課に確認する。**
- 2 また、営業所の専任技術者は、現場へ常駐しなければならない**現場代理人との兼務はできない。**
- 3 「現場代理人等通知書」の「営業所技術者等欄」は、請負者へ、営業所の専任技術者は、原則、他の技術者と兼務ができない(ただし兼務要件満たす場合を除く)ことを**注意喚起するために記載事項として付け加えたものである。他の営業所の専任技術者**についても、当該営業所で契約する建設工事の配置技術者との**兼務はできない**が、全営業所の専任技術者の記載は人数が多いため、記載事項にはしていない。しかしながら、「現場代理人等通知書」を受理する際には、配置する技術者が、**他の営業所の専任技術者と兼務になっていないかの確認**を行う必要がある。また、営業所の専任技術者は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事(29業種)ごとに配置することになるため、**複数名の登録**になることがある。

～令和3年4月1日一部改正～

【Q:3-9】 専門技術者を配置しなければならない場合について

道路改良工事(土木一式工事)を発注したところ、請負業者の配置した主任技術者(監理技術者)は、土木一式工事、大工工事、石工事及びとび・土工工事の資格は所有していたが、鉄筋工事の資格は所有していなかった。道路改良工事に鉄筋コンクリート擁壁工が含まれる場合、専門技術者を配置しなければならないか。

【A】

- 専門工事(建設工事の内土木一式工事及び建築一式工事を除く27種類)を施工するには、当該専門工事に係る技術者を置かなければならない。(建設業法第26条の2第1項)ただし、当該専門工事が「**軽微な建設工事**」(**土木工事の場合500万円未満**)の場合はその**必要は無い**。
- 1 当該工事の鉄筋工事が500万円以上になる場合は、以下の方法で専門技術者を配置しなければならない。
 - (1) 自社から鉄筋工事の主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する。
 - (2) その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請負させ、かつ主任技術者として鉄筋工事の資格を持っている者を専門技術者として配置する。
- なお、請負業者の配置した監理技術者等が、施工に必要な**全ての建設工事の主任技術者の資格を所有**していれば、**専門技術者の配置は必要ない**。
- 2 また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に付帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができるとされている。(建設業法第26条の2第1項)この場合も、**付帯する建設工事が500万円以上の場合は上記の方法で専門技術者を配置しなければならない**。

～平成23年2月1日一部改正～

【Q:3-10】 作業主任者について

作業主任者の配置とは。

【A】

- 工事現場における労働災害の防止を目的とした有資格者(作業主任者及び技能者)の配置の内、作業主任者の配置は、**労働安全衛生法第14条**で規定されており、**作業主任者を選任すべき作業は、施行令第6条第1項第1号から第23号**で規定されている。また、**作業主任者は、当該作業に従事する労働者に対する指揮を行わなければならないこと**とされている。
- 土木工事に関する主な作業主任者は以下のとおりである。
 - 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
 - コンクリート破砕器作業主任者
 - 型枠支保工の組立て等作業主任者
 - 足場の組立て等作業主任者
 - コンクリート橋架設等作業主任者
 - 鋼橋架設等作業主任者(取り壊し工事含む)
 - ずい道等の掘削等作業主任者
 - ずい道等の覆工作業主任者 等
- なお、作業主任者ではないが、技能者として資格が必要な技能は、以下のような技能がある。
 - 玉掛け技能
 - 高所作業車運転技能
 - 小型移動式クレーン技能 等

～令和7年4月1日一部修正～

【Q:3-11】 品質証明員について

品質証明員を配置しなければならない対象工事は、決まっているのか。

【A】

- 品質証明員については、**工事標準仕様書 第1編総則編第1章総則1-1-24 品質証明**の項に、品質証明員を配置した場合の品質証明員が実施しなければならないことが、規定されている。しかしながら、品質証明員を配置しなければならない工事は、特に定めていない。大規模工事で工区を分割した工事等で品質証明員を配置している事例はある。
- なお、「施工プロセス」のチェックリスト3項目について、工事標準仕様書で以下のとおり規定されている。

1. 品質証明員の資格

(1)及び(2)の条件を満足する者

- (1) 当該工事に従事していない**社内の者**
- (2) **10年以上の現場経験**を有し、**技術士**もしくは**1級土木施工管理技士**の資格を有する者、もしくは**監督員の承諾**を得た者

また、品質証明員を、他の工事における専任の主任技術者(監理技術者)が兼務することはできない。

ただし、当該契約営業所の営業所技術者等が兼務することは可能である。(専任で配置する必要がある建設工事の技術者として兼務している場合、兼務はできない。)

2. 品質証明の時期及び方法

品質証明員が、施工中において必要と思われる時期及び検査の事前に品質確認を行い、所定の様式で確認内容を提出すること。

3. 品質証明の範囲

品質証明は契約図書及び関係図書に基づき工事全般について行うこと。

～令和4年4月1日一部修正～

【Q:3-12】 解体工事業の追加(H28.6法施行)について

解体工事業の技術者要件、経過措置はどうなっているのか。また、法施行前のとび・土工工事業の実務経験年数の取扱いはどうなっているのか。

【A】

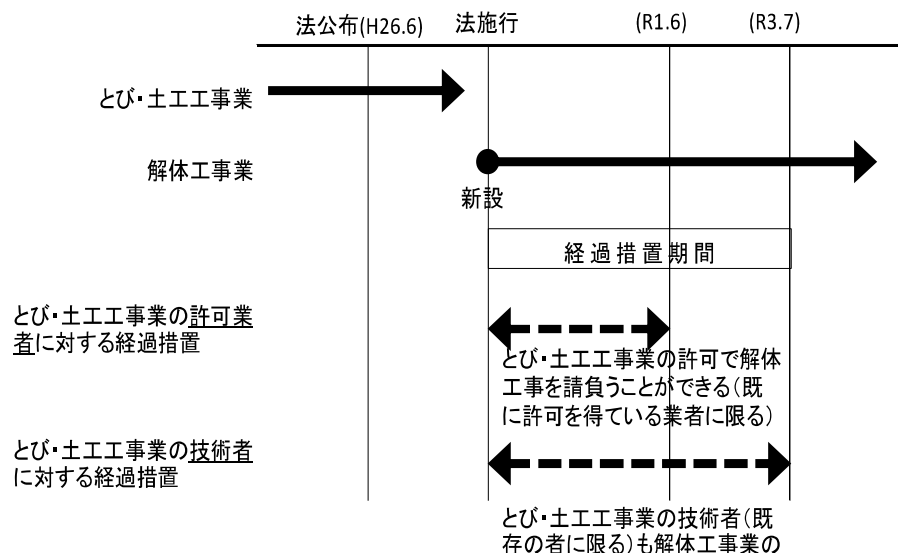
● 資格要件について

建設業法施行規則による。

● 経過措置について

とび・土工工事業の許可業者に対する経過措置については、既に許可を得ている業者に限り令和元年(2019年)5月31日までは解体工事業を請け負うことができる。

とび・土工工事業の技術者に対する経過措置については、既存の者に限り令和3年(2021年)6月30日までは解体工事業の技術者とみなすことができる。



● 法施行前のとび・土工事業の実務経験の取扱いについて

- ・ 新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とする。
- ・ 解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事業に係る実務経験年数※とする。

法施行前における解体工事の実務経験の算出例

	法施行前の実務経験	法施行後の取扱
法施行後 とび・土工事業	法施行前 とび・土工 うち解体分 3年 法施行後 とび・土工 8年	法施行後 とび・土工 8年
解体工事業	法施行前 とび・土工 うち解体分 3年 解体 3年	解体 3年

※法施行前の解体工事の実務経験年数の算出については、実務経験証明証や請負契約書等で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事も含めて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

～令和4年4月1日一部修正～

【Q:3-13】 技術検定の合格証明書の提出について

技術者の合格証明書の発行前に、現場代理人等通知書を提出する必要がある場合、合格通知書で認められるか。

【A】

技術検定合格後、合格証明書受領までの期間は指定試験期間が通知する合格通知書でも合格確認が可能である。ただし、合格通知書は合格証明書発行までの暫定的な確認手段であり、合格の確認は合格証明書で行うことを原則とする。

～平成15年12月15日作成～

【Q:4-1】 下請契約の定義について

下請契約とは何か。

【A】

- 1 下請契約とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者和其他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいうとされている。

- 「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者和其他の建設業を営む者」との請負契約であるので、いわゆる孫請以下の関係における請負契約も下請契約である。

また、下請契約の当事者となり得る者は、単に「建設業を営む者」とされているだけであるから、建設業者でない者同士の間における下請契約も考えられるわけである。

ただし、これは「**建設工事の全部又は一部を完成する目的で締結される請負契約**」であるので、建設工事の完成と直接関係のない請負行為等を目的とする契約は、建設業法にいう下請契約に該当しない。

たとえば、建設業者と資材メーカーとの間におけるブロック等の建設資材の製造委託契約は、下請契約でない。

<建設業法第2条第4項>

この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者和其他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。

～平成15年12月15日作成～

【Q:4-2】 元請負人、下請負人の定義について

「元請負人」、「下請負人」とは何か。

【A】

- 1 「元請負人」とは、下請契約における注文者で**建設業者**であるものをいうとされている。

- したがって、許可を受けないで建設業を営むことができる者、無許可業者等建設業者でない者が注文者である場合においては、建設業法の元請負人には含まれないが、これは、建設業法においては元請負人は、下請負人の保護等に関して各種の法律上の義務を負うので、それに応え得るか否かの資格を審査して許可した者に限ることを適当と考えたものである。

- 2 「下請負人」とは、下請契約における請負人をいうものとされている。

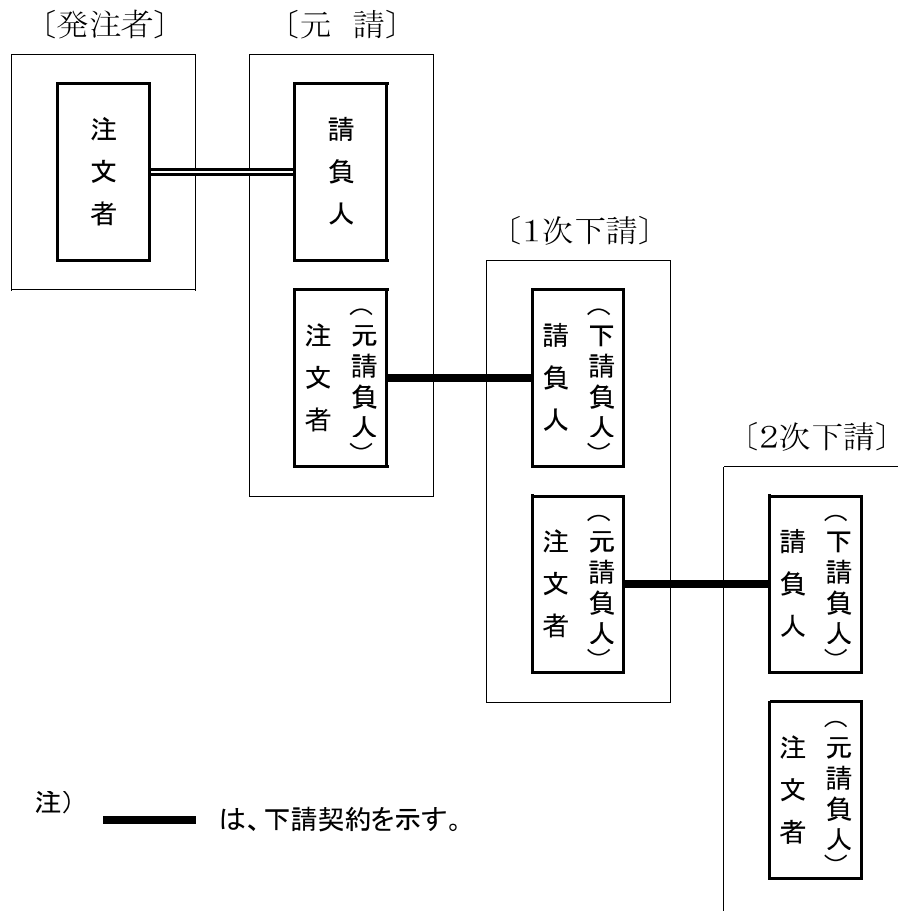
- 請負人とは、民法上の請負人であるが、零細な下請負人も保護して建設業の体質の改善、建設工事の施工の適正化を図る必要があるので、元請負人と異なり建設業者であるか否かは問わないが、建設業法第2条第3項との関係から当然建設業を営む者に限られることとなる。

<建設業法第2条第5項>

この法律において「発注者」とは、建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

図4-1

下請契約のイメージ図



注文者とは、民法上の注文者をいい、下請関係におけるものも含むが、**発注者**とは、注文者のうち、他の者から請け負った建設工事の全部又は一部を更に他の建設業を営む者に注文する者を除いたもの、すなわち、建設工事の最初の注文者のみをいう。

～平成21年4月1日一部改正～

【Q:4-3】 施工体制台帳、施工体系図の対象範囲について

当該工事に関わり契約を交わした下請負業者全てについて、施工体制台帳等関係資料作成が必要となると解釈し、交通誘導員、重機リース等も含めて書類作成を指導しているが、ダンプ運転手等のいわゆる個人経営については、施工体制台帳の作成依頼はしていない。台帳等関係資料作成の対象範囲について教えてほしい。

【A】

- 1 施工体制台帳関係資料を作成するのは「建設工事の請負契約に当たる」場合であるが、これは契約の実態に即して判断する必要がある。
- 2 現段階で整理したものが表4-1である。この表は、**建設業法及び工事標準仕様書**により規定された施工体制台帳作成等の対象範囲を示したものである。

～平成16年4月1日作成～

【Q:4-4】 商社等が1次下請となる場合について

1次下請に商社等が入り、実質の施工を2次下請以下が行う場合、どのような施工体制をとらなければならないか。

【A】

- 1 商社が1次下請として請け負い、2次下請以下が実質の施工を行う場合は、2次下請の施工する工事の施工管理等の実質的関与が必要であり、単に技術者を現場に置いているだけでは実質的に関与しているとはいえない。資材を供給することを目的で商社が施工体制に入る場合は、元請は、商社とは資材供給のみの契約を行い、施工は別の業者と契約すべきである。

～令和3年4月1日一部改正～

表4-1

建設工事の請負契約とみなす業務、みなさない業務について

- ① 建設工事の請負契約とみなす ⇒○ みなさない ⇒×
- ② 下請総額に含める ⇒○ 含めない ⇒×
- ③ 施工体制台帳に記載する ⇒○ 記載しない ⇒×
- ④ 施工体系図に記載する ⇒○ 記載しない ⇒×

		①、②	③、④	
1 運搬業務	1) 資材(現場渡し)を現地に搬入する運搬業者	×	×	別途 Q5-6 を参照
	2) 資材(工場渡し)あるいは工場製作品で運搬費を設計計上している場合の現地に搬入する運搬業者	×	×	
	3) 生コンミキサー車	×	×	
	4) As合材運搬車	×	×	
	5) ダンプトラック(運搬のみの場合) 注1)	×	×	
2	生コン打設業務(=生コンポンプ車)	○	○	
3	クレーン(オペレータ付き) 材料の組立又は、コンクリート打設含む	○	○	
4	クレーン(オペレータ付き) 材料の荷下ろしのみ 注2)	×	×	
5	交通誘導業務(=交通誘導員)	×	×	別途 Q5-7 を参照
6	調査試験業務(積み上げ計上分)	×	×	別途 Q5-8 を参照
7	測量業務(積み上げ計上分)	×	×	別途 Q5-9 を参照

注1) 建設工事に附帯するダンプトラック運搬は、建設工事に含まれるが、**単に土を運搬するための積み込み、残土の敷均し(仮置き等)**は、建設工事には当たらない

注2) **直接建設工事を行わない**クレーン(オペレータ付き)は、建設工事には当たらない。

～平成30年4月1日一部修正～

【Q:4-5】 社会保険等未加入建設業者との下請負契約について

社会保険等未加入業者の確認方法はどのように行うのか。

【A】

- 1 請負者から提出された施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認する。
- 2 社会保険等未加入対策の詳細については愛知県建設総務課のWebページ(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/>) 入札・契約関連情報内の「建設業者の社会保険等加入対策の運用について」及び「社会保険等未加入対策に関する想定問答」によるものとする。

～令和3年4月1日作成～

【Q:4-6】 相指名業者への下請について

工事の発注に当たって同時に指名を受けた業者(いわゆる相指名業者)が下請業者になることは可能か。

【A】

建設業法上は禁止されていない。
ただし、相指名業者への下請については、談合や丸投げ等の疑惑を招かぬよう慎重に対応することが望まれる。

～令和7年4月1日作成一部修正～

【Q:4-7】 請負代金内訳書の法定福利費について

請負代金内訳書に法定福利費を明示する必要があるのか。また、法定福利費はどのように算出するのか。

【A】

社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、さらに個々の技能労働者まで適切に支払われることが重要である。適切な支払いにつなげるため、請負代金内訳書に法定福利費を明示することが、愛知県公共工事請負契約約款に明示されている。

算出方法は建設企画課のWebページ(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/doboku-houteihukuri.html>)に「法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出及び公表・確認について」が掲載されているので、これを参考に法定福利費を明示した請負代金内訳書を作成すること。また、国土交通省のWebページにも詳しい計算方法が公表されているので、参考にすること。

～令和4年4月1日作成～

【Q:4-8】 法定外の労災保険の加入について

どのような保険に加入すればよいのか。

【A】

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35号)において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下、「法定外の労災保険」という。)の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられ、現場管理費の改定が行われた。

「法定外の労災保険」とは、工事作業員の身体障害を填補することを目的としており、法定外労災補償(建設共済等)、労働災害総合保険、傷害保険などの種類がある。

*引用:公共工事標準請負契約約款の解説

～平成27年4月1日一部改正～

【Q:5-1】 施工体制台帳の作成理由について

施工体制台帳は、何故作成するのか。

【A】

- 1 建設工事の施工は、一般的にそれぞれ独立した各種専門工事の総合的な組合せにより成り立っているため、建設業は他産業に類をみないほど多様化し、かつ、重層化した下請構造を有している。このような特色を有する建設業において建設工事の適正な施工を確保するためには、**発注者から直接工事を請け負った建設業者**が、下請、孫請など当該工事の施工に当たる**すべての建設業を営む者**を監督しつつ、工事全体の施工を管理する必要があるからである。

～令和7年4月1日一部修正～

【Q:5-2】 施工体制台帳に係る元請の義務について

施工体制台帳に関して、元請としてはどのような義務があるか。

【A】**1 施工体制台帳を作成する義務、工事現場ごとに備え置く義務**

建設工事を発注者から直接請け負った建設業者(＝**作成建設業者**)は、工事全体の施工の管理の状況が分かる施工体制台帳の「**作成**」及び「**工事現場ごとに備え置く**」ことが義務付けられている。

<建設業法第24条の8第1項>

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

※公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(第15条第1項)

特定建設業者＝建設業者

締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額以上になる＝下請契約を締結した

<建設業法施行令第7条の4>

法第24条の8第1項の政令で定める金額は、5000万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、8000万円とする。

2 施工体制台帳の写しを発注者に提出する義務

上記1に加え、平成13年4月1日から施行された適正化法(*1)に基づき、公共工事について、施工体制台帳の「**写しを発注者に提出する**」ことが義務付けられている。

(*1)適正化法とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」をいう。

<「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第2項>

公共工事の受注者(前項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。))を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。

この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。

3 「発注者の点検に応ずる」旨の義務

受注者は、発注者から工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

＜「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第3項＞

前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において、「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

～令和7年4月1日一部改正～

【Q:5-3】 施工体制台帳の記載事項について

施工体制台帳に記載すべき事項は何か。また、どのようにチェックするのか。

【A】

- 1 施工体制台帳に記載すべき事項については、**建設業法施行規則第14条の2第1項**で規定されている。また、**法第24条の8第2項**で規定されている下請負人がさらに下請負人に下請負を請け負わせる場合に作成する書面を**再下請負通知書**といい、記載事項については、**規則第14条の4**で規定されている。記載例については、**図4-2「施工体制台帳記載例」**及び**図4-3「再下請負通知書記載例」**を参照のこと。
- 2 記載事項の確認については、**令和3年3月19日付け2建企第509号「施工体制台帳の記載事項または添付書類の確認の範囲」に関する運用の改正について**で以下のとおり定めている。

＜「施工体制台帳の記載事項または添付書類の確認の範囲」に関する運用の改正について＞

1 施工体制台帳の記載事項の確認

- (1) 施工体制台帳に必要な事項が記載されていることを確認する。
- (2) 主任技術者又は監理技術者が、受注した工事に必要な建設工事の主任技術者の資格を所有しているかを確認する。不足している場合は、専門技術者欄(元請けもしくは下請負)に必要な専門技術者が記載してあるかを確認する。
- (3) 二次以下の下請負がある場合は、再下請負通知書に必要な事項が記載されていることを確認する。

- 3 **【Q:3-9】専門技術者を配置しなければならない場合について**を参考に上記専門技術者についてチェックする。
- 4 その他の記載項目については、記載すべき項目が記載されているかを記載例を参考にチェックする。

＜建設業法施行規則第14条の2第1項＞

法第24条の8第1項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 作成建設業者(法第24条の8第1項の規定(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項
 - イ 許可を受けて営む建設業の種類
 - ロ 健康保険等の加入状況

2 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

- イ 建設工事の名称、内容及び工期
- ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地
- ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第19条の2第2項に規定する通知事項
- ニ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第19条の2第1項に規定する通知事項
- ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格(建設業の種類に応じ、法第7条第2号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規程による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。)又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別
- ヘ 法第26条第3項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格(主任技術者資格を有し、かつ、令第28条第1号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第2号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第3号及び第26条第2項第3号イにおいて同じ。)
- ト 法第26条の2第1項又は第2項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又は監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
- チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項(建設工事に従事する者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。)
 - (1) 氏名、生年月日及び年齢
 - (2) 職種
 - (3) 健康保険法又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療保険、国民年金法(昭和34年法律第141号)又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険(第4号チ(3)において「社会保険」という。)の加入等の状況
 - (4) 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第7項に規定する被共済者に該当する者(第4号チ(4)において単に「被共済者」という。)であるか否かの別
 - (5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
 - (6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格
- リ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)を決定された者(第4号リにおいて「一号特定技能外国人」という。)及び同表の技能実習の在留資格を決定された者(第4号リにおいて「外国人技能実習生」という。)の従事の状況

3 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

- イ 商号又は名称及び住所
- ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類
- ハ 健康保険等の加入状況

4 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

- イ 建設工事の名称、内容及び工期
- ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日
- ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第19条の2第2項に規定する通知事項
- ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第19条の2第1項に規定する通知事項
- ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別

- ヘ 当該下請負人が法第26条の2第1項又は第2項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
- ト 当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成特定建設業者の営業所の名称及び所在地
- チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項(建設工事に従事する者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。)
 - (1) 氏名、生年月日及び年齢
 - (2) 職種
 - (3) 社会保険の加入等の状況
 - (4) 被共済者であるか否かの別
 - (5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
 - (6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格
- リ 一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事の状況

～令和3年4月1日一部改正～

【Q:5-4】 施工体制台帳の添付書類について

施工体制台帳に添付すべき書類は何か。また、どのようにチェックするのか。

【A】

- 1 施工体制台帳に添付すべき書類については、**建設業法施行規則第14条の2第2項**で、規定されている。また、**再下請負通知書**に添付すべき書類について**建設業法施行規則第14条の4第3項**で規定されている。具体的には、以下のとおり。

- (1) 愛知県と元請業者との契約書の写し
- (2) 下請負契約書の写し
- (3) 主任技術者の資格を証する書面又は監理技術者資格者証の写し
- (4) 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
- (5) 監理技術者補佐（配置する場合）の資格及び雇用を証する書面
- (6) 専門技術者（配置が必要な場合）の資格及び雇用を証する書面
- (7) 二次以下の下請負がある場合は、再下請負人との契約書の写し

- 2 (4)の雇用を証する書面とは、**工事標準仕様書1-1-51 現場代理人及び監理技術者 第1項**の経歴書に添付された請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するための書類の写しと同様の書面をいう。**【Q:3-5】雇用関係の確認書類について参照**

- 3 (5)、(6)の雇用を証する書面は、(4)の雇用を証する書面と同様の書面をいう。

<建設業法施行規則第14条の2第2項>

- 2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前項第2号ロの請負契約及び同項第4号ロの下請契約に係る法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写し
- 二 前項第2号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 三 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 四 前項第2号トに規定する者を置くときには、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

<建設業法施行規則第14条の4第3項>

再下請負通知書には、再下請負通知人が第1項第3号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。)を添付しなければならない。

- 4 添付書類のチェックは、令和3年3月19日付け2建企第509号「**施工体制台帳の記載事項または添付書類の確認の範囲**」に関する運用の改正について」で以下のとおり定めている。

＜「施工体制台帳の記載事項または添付書類の確認の範囲」に関する運用の改正について＞

3 下請負契約書（注文請書等を含む）の確認

- (1) 1次下請負契約書については、最小限として下記の事項が記載されていることを確認する。
 - ア 注文者名（元請業者）と請負人名（一次下請業者）
 - イ 工事内容
 - (ｱ) 工事内容が明記されていることの確認（一式工事は不可）
 - (ｲ) 単価に材料費及び機械経費が含まれているか否かの確認
 - ウ 請負代金の額
 - エ 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - オ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (2) 二次以下の下請負契約書については、請負金額を確認する。

4 請負業者の指導

- (1) 書類に不備があれば、指導する。指導内容は、「施工プロセス」のチェックリストに記載する。
- (2) 二次以下の下請負金額を確認し、再下請負人の請負金額との差が小さい場合、一括下請負の疑義がないか、実質関与について確認する。
- (3) 下請負契約書には「建設業法第19条に掲げる16項目」を記載しなければならない旨、元請業者を指導する。
- (4) 二次以下の下請負契約書について、元請業者が契約書の確認を行うよう指導する。

様式5-1

施工体制台帳記載時の留意点

<建設業法施行規則第14条の2第1項>

記 載 項 目		留 意 点
作成建設業者に関する次に掲げる事項		
イ	許可を受けて営む建設業の種類	許可を受けている業種(略記可)をすべて記載する。許可番号、許可(更新)年月日を記載する。
ロ	健康保険等の加入状況	
作成建設業者が請け負った建設工事に関する事項		
イ	工事名称、工事内容及び工期	発注者と締結した契約書の記載と同じ
ロ	発注者と請負契約を締結した年月日	
	発注者の商号、名称又は氏名及び住所	
	当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
ハ	発注者が監督員を置くときの当該監督員の氏名	
	監督員の権限、請負人の注文者に対する意見の申出方法が記載された請負人への通知書の写し	
ニ	作成建設業者が現場代理人を置くときの当該現場代理人の氏名	
	現場代理人の権限、注文者の請負人に対する意見の申出方法が記載された注文者への通知書の写し	
ホ	主任技術者又は監理技術者の氏名及びその者が専任であるか否かの別	
	主任技術者又は監理技術者の資格内容	資格名を具体的に記載する
ヘ	監理技術者補佐を置くときの当該監理技術者補佐の氏名及び監理技術者補佐資格	
ト	施工の技術上の管理をつかさどる者で主任技術者若しくは監理技術者又は監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格	専門技術者が担当する工事の具体的内容を記載する。 資格名を具体的に記載する。
チ	工事に従事する者に関する次の事項(従事者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。) (1) 氏名、生年月日及び年齢 (2) 職種 (3) 社会保険の加入等の状況 (4) 被共済者であるか否かの別 (5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 (6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格	
リ	一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況	
前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項		
イ	商号又は名称及び住所	
ロ	当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類	下請負人の受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可
ハ	健康保険等の加入状況	
前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項		
イ	工事名称、工事内容及び工期	下請負人が請け負った建設工事の契約書の記載と同じ
ロ	当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日	
ハ	注文者が監督員を置くときの当該監督員の氏名	
	監督員の権限等を記載した注文者への通知書の写し	
ニ	当該下請負人が現場代理人を置くときの当該現場代理人の氏名	
	現場代理人の権限等を記載した注文者への通知書の写し	
ホ	下請負人が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別	
ヘ	下請負人が施工の技術上の管理をつかさどる者で主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格	専門技術者が担当する工事の具体的内容を記載する。 資格名を具体的に記載する。
ト	1次下請契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地	
チ	工事に従事する者に関する次の事項(従事者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。) (1) 氏名、生年月日及び年齢 (2) 職種 (3) 社会保険の加入等の状況 (4) 被共済者であるか否かの別 (5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 (6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格	
リ	一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況	

～平成21年4月1日一部改正～

【Q:5-5】 下請契約書(写し)の確認について

下請負代金の確認(二次、三次も同じ)について、契約書の写しには内訳書がない、又は単価契約である。何を確認するのか、金額の記入のみか。
(現状は、契約書の写し、5項目の確認をしている)

【A】**● 下請契約の請負代金の額の明示**

施工体制台帳に添付する契約書の写しについては「建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成13年3月30日付け)」に基づき、平成13年10月1日以降の契約に係る公共工事については、**すべての下請契約について請負代金の額を明記すること**とされた。

この措置は、契約当事者にとって請負代金が原価や利潤といった企業秘密に関する部分であることは考慮しなければならないが、これにより一括下請負の抑制や指し値発注などの片務的な代金設定の防止が図られるなどといった効果が期待できる。

また、発注者が現場の施工体制を常時的確に把握できるようにするために義務付けられたものであり、公共工事における施工体制のより一層の適正化を図る観点から、施工体制台帳を充実するものである。

～令和3年4月1日一部改正～

【Q:5-6】 各種運搬業務等に係る契約上の取扱いについて

下記の場合は、施工体制台帳記載等の対象となるべき契約となるか。

- 1) 資材(現場渡し)を現地に搬入する運搬業者
- 2) 資材(工場渡し)あるいは工場製作品で運搬費を設計計上している場合の現地に搬入する運搬業者
- 3) 生コンミキサー車
- 4) As合材運搬車
- 5) ダンプトラック(運搬のみの場合)
- 6) 生コンポンプ車(=生コン打設業務)

【A】

- 1 1)～5)については、運搬を主たる目的としており、**建設工事には該当しない**。この場合、施工体制台帳等については、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ 下請総額には含めない。
- ロ 施工体系図への記載は要しない。
- ハ 施工体制台帳への記載は要しない。

ただし、1)、2)の場合で、資材等の運搬のほか、**資材等の据え付け等が契約内容に含まれる場合等は、建設工事の請負契約とみなす**ものとする。

- 2 6)については、**建設工事の請負契約に該当するため**、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ 下請総額に含める。
- ロ 施工体系図に記載する。
- ハ 施工体制台帳に記載するとともに、関係書類を添付する。

～令和3年4月1日一部改正～

【Q:5-7】 警備業務に係る契約上の取扱いについて

ガードマンについて警備会社と契約する場合、施工体制台帳記載等の対象となるべき契約となるか。

【A】

- 1 ガードマンに係る警備会社との契約つまり「**交通誘導警備業務**」については、**建設工事に該当しない**。

したがって、**施工体制台帳及び施工体系図への記載は、不要**である。

- 1) **土木工事標準仕様書1-1-40 交通安全管理**の規定に基づき、次の資料を提示させる。
 - ①都道府県公安委員会が交付する「**合格証明書**」の写しを提示。
 - ②有資格者を配置できない場合は「実務経験3年以上が確認できる経歴書」を提示。

〔参考1:警備業法関係〕

＜警備業法第2条(定義)第1項＞

この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものとする。

- 一 記載省略
- 二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 三 記載省略
- 四 記載省略

＜警備員等の検定に関する規則第1条(特定の種別の警備業務)第1項＞

警備業法(以下「法」という。)第十八条の国家公安委員会規則で定める種別の警備業務は、次に掲げるものとする。

○交通誘導警備

法第二条第一項第二号に規定する警備業務のうち、工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。)

○その他は記載省略

＜警備業法第4条(認定)＞

警備業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の認定を受けなければならない。

＜警備業法第23条の1(検定)＞

公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。

＜警備員等の検定に関する規則第4条(検定の区分)第1項＞

法第二十三条第一項の規定による検定(以下「検定」という。)は、第一条各号に掲げる種別の警備業務ごとに、それぞれ一級及び二級に区分して行う。

＜警備員等の検定に関する規則第3条(合格証明書の携帯等)第1項＞

警備業者は、前条の表の上欄に掲げる警備業務を行うときは、検定合格警備員が当該警備業務に従事している間は、当該検定合格警備員に、当該警備業務の種別に係る合格証明書を携帯させ、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならない。

[参考2:県工事標準仕様書関係]

＜工事標準仕様書1-1-40 交通安全管理 14 (2) 交通誘導警備員の項＞

①、②は記載省略

③請負者は、特に指定された場合を除き、交通誘導警備員のうち1人は有資格者(平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務に係る1級または2級検定合格者)としなければならない。また、監督員の請求があった場合には、有資格者の合格証明証を速やかに**提示**しなければならない。

④警備業法の規定に基づき愛知県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めた指定路線で行う交通誘導警備業務を除き、請負者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者としてすることができる。その場合は、経歴書を保管し、監督員から請求があった場合は速やかに**提示**するものとする。

～令和3年4月1日一部改正～

【Q:5-8】 各種試験業務等に係る契約上の取扱いについて

土質、水質、地盤強度等試験を専門業者に委託する場合、施工体制台帳記載等の対象となるべき契約となるか。

【A】

- 1 契約の内容が、単に調査等の試験、検査(以下「調査等」という。)のみであれば、**建設工事に該当しない。**

したがって、**施工体制台帳**及び**施工体系図**への記載は、**不要**である。

～令和3年4月1日一部改正～

【Q:5-9】 測量調査業務等に係る契約上の取扱いについて

測量調査業務を専門業者に委託する場合、施工体制台帳記載等の対象となるべき契約となるか。

【A】

【Q:5-8】の【A】と同様。

～平成15年12月15日作成～

【Q:6-1】 一括下請負の定義、判断について

一括下請負とは何か。一括下請負に該当するか否かの判断はどのように行うのか。

【A】

- 1 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが求められる。したがって、次のイ、ロのような場合は、元請負人(*1)がその下請契約の施工に**実質的に関与**(*2)していると認められる場合を除き、一括下請負に該当する。

(イ) 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合

「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された工事の質及び量を勘案して個別の工事ごとに判断しなければならないが、例えば、本体工事のすべてを1業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を1業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものである。

(イ)の具体的事例

- ① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- ② 住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

(ロ) 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

(ロ)の具体的事例

- ① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の工事を1社に下請負させる場合
 - ② 道路改修工事2kmを請け負い、そのうちの500m分について、施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を1社に下請負させる場合
- 2 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人(*1)が請け負った建設工事1件ごとに行い、建設工事1件の範囲は、原則として請負契約単位で判断される。また、**元請負人の中間搾取の有無**は、一括下請負であるか否かの判断においては考慮されない。

(*1) ここで、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいう。

(*2) 「実質的関与」については、別途【Q:6-3】を参照のこと。

～平成15年12月15日作成～

【Q:6-2】一括下請負禁止の理由について

一括下請負を禁止する理由は何か。

【A】

建設工事の発注者が、受注者となる建設業者を選定するにあたっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等さまざまな角度から当該建設業者の評価をするものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該**建設業者に寄せた期待を裏切る**ことになるからである。

また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発展を阻害するおそれがあるからでもある。

このため、建設業法第22条で、事前に発注者の書面による承諾を得た場合を除き、いかなる方法をもってするかを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること(同条第1項)、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと(同条第2項)を禁止している。

<建設業法第22条第1項>

建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

ここで「いかなる方法をもってするかを問わず」とは、**契約を分割**したり、あるいは**他人の名義を用いる**などのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということである。

<建設業法第22条第2項>

建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

これは、第1項において元請負人(*1)に対し一括下請負を禁止したのを受けて、さらにその徹底を期するため、**下請負人に対しても一括下請負に該当する請負行為を禁止**し、このような一括下請負を避けることを元請負人と下請負人の双方の義務としたものである。

ここで、禁止の対象となるのは「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となる。

(*1) ここで、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいう。

<建設業法第22条第3項>

前2項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、適用しない。

第3項で、一括下請負の禁止の例外を定めている。

しかしながら、公共工事においては、厳格な入札・契約手続を踏んで契約の相手方が選定されている等、一括下請負を認める必要性が全くないことから、入札契約適正化法第12条に基づき、平成13年4月1日以降、一括下請負が**全面的に禁止**になっている。

＜公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条＞

公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。

＊ 当該Q&Aは、以下の資料を参考にした。

「一括下請負の禁止について」

平成13年3月30日付け国総建第82号 建設経済局長通達

～平成15年12月15日作成～

【Q:6-3】「実質的関与」の確認方法について

「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのか。

【A】

一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行う。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、**十分に責任ある受け答えができるか否か**がポイントになる。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効である。

その場合、元請負人が作成する日々の作業打合簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効である。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いといえる。

＊ 当該Q&Aは、以下の資料から引用したものである。

平成13年3月30日付け国総建第82号 建設経済局長通達

「一括下請負について」の参考「一括下請負に関するQ&A Q11」

～平成15年12月15日作成～

【Q:6-4】主たる部分を一括して下請させている場合について

A県から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請させ、その他の信号機移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させている。このような場合も一括下請負に該当するか。

【A】

複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となる。本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられる。

質問のケースは、元請が複数の下請を活用しているものの、工事の大半をB社が行っている場合である。

元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合、一括下請負に該当することになる。単に外形のみで判断するものではないが、仮に複数の下請業者を活用している場合であっても、**工事の大半をある1社に下請させている**ような場合、実質的関与の内容等について精査が必要になってくる。

* 当該Q&Aは、以下の資料から引用したものである。

平成13年3月30日付け国総建第82号 建設経済局長通達

「一括下請負について」の参考「一括下請負に関するQ&A Q6」

～平成15年12月15日作成～

【Q:6-5】 元請・1次下請が共に施工管理のみを行う場合について

A県からトンネル工事を請け負い、工事の全体の管理を行っているが、工事が大規模であり、必要な技術者も十分に確保することができなかったため、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっている。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っている。このような場合も一括下請負に該当するか。

【A】

元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、**共に施工管理のみを行っている場合**、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になる。

特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられる。

質問のケースは、元請、1次下請ともに、実質的な施工を行わず、施工管理のみを行い、具体の施工は2次以下の下請が行っている場合である。

実質的関与とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等)を行うことであり、単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当しない。当該工事の規模、種類等により、一概にこのようなケース全てが一括下請負に該当するものではないが、実質的関与について、**元請、1次下請がどのような役割を果たしているか**が問われるケースである。

* 当該Q&Aは、以下の資料から引用したものである。

平成13年3月30日付け国総建第82号 建設経済局長通達

「一括下請負について」の参考「一括下請負に関するQ&A Q7」

～平成15年12月15日作成～

【Q:6-6】 隣接工区を含めて一体的に施工する場合について

A県から橋梁工事を受注したが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率化の観点からも有効と考え、工事の大部分を下請負させた。このような場合、一括下請負に該当するか。

【A】

自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当する。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースである。

元請が、隣接工区で下請施工している業者に下請負させたケースであるが、このようなケースは、一般的に施工管理も含め、下請業者が行っている場合が多いと考えられ、元請業者の役割を説明することが困難な場合が多いと考えられる。

* 当該Q&Aは、以下の資料から引用したものである。

平成13年3月30日付け国総建第82号 建設経済局長通達

「一括下請負について」の参考「一括下請負に関するQ&A Q8」

～平成31年4月1日一部修正～

【Q:7-1】 使用しなかった共済証紙の取扱いについて

建設業退職金共済制度について、土木工事標準仕様書1-1-49 保険の付保及び事故の補償で愛知県発注の他工事において購入した共済証紙の残数が明らかな場合は、その使用を認めるものとする」とあるが、具体的にはどのように提出すればよいのか。

【A】

- 1 建設業退職金共済制度は、建設工事現場で働く全ての人が、退職金を受け取れるようにするための制度である。必要なことは、働く全ての人が、間違いなく共済証紙の交付を受けることであり、共済証紙を必要以上に請負者に購入させることではない。
- 2 愛知県発注の他工事において購入した共済証紙の残数は、その工事の掛金収納書の写しと、その工事での共済証紙の貼り付け状況がわかる書類を提出し、明らかにする。共済証紙そのものが、その工事で購入したものかどうかは問わない。
- 3 今後、共済証紙の残数をあらかじめ明らかにしておくためには、工事完了時に、掛金収納書の写しと、共済証紙の貼り付け状況がわかる書類を整理しておくことが必要である。

～令和5年4月1日一部修正～

【Q:7-2】 建退共制度は必ず加入しなければならない制度か。

請負会社には、自社退職金制度があり、下請負会社が、全て中小企業退職金共済制度に加入している等建設業退職金共済制度に加入していない場合の取扱いはどうなるのか。

【A】

- 1 **工事標準仕様書1-1-49 保険の付保及び事故の補償**第6項において、「請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、同制度に加入し」とあるように、**下請負会社が建設業退職金制度に加入している場合は、元請会社は必ず制度に加入しなければならない**。しかしながら、質問にあるように自社退職金制度があり、下請けが全て建退共加入していない場合、請負者は、制度に加入して共済証紙を購入する必要はない。
- 2 しかしながら、下請負会社がどの退職金共済制度にも加入していない状況であれば、下請負会社に**建退共制度への加入を促す**ことは、元請会社の責務であるとされている。

～令和5年4月1日一部修正～

【Q:7-3】 建設業退職金共済制度の履行時期について

建設業退職金共済制度について、工事標準仕様書1-1-49 保険の付保及び事故の補償第6項において、請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書を契約締結後1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に発注者に提出することになっているが、下請負人数及び作業日数がはっきりしないので、何枚購入すればよいか確定しない場合はどうするのか。

【A】

- 1 **工事標準仕様書1-1-49 保険の付保及び事故の補償**第6項で期限内(契約締結後1ヶ月以内、電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に収納書を提出できない場合は、下記事項を記載し、書面で提出することとしている。
 - (1) 期限内に提出できない理由
 - (2) 証紙購入予定
- 2 建退共制度に該当しない場合は、上記書類を提出する必要は無い。

～平成28年4月1日一部修正～

【Q:7-4】 労災保険成立票の掲示について

労災保険成立票の掲示はどのように規定されているのか。

【A】

- 1 労働者災害補償保険法施行規則第49条(法令の要旨等の周知)で「労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付ける等の方法によって、労働者に周知させなければならない。」と規定されている。
- 2 また、大きさは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条様式第25号で縦25cm以上×横35cm以上と規定されている。

～平成31年4月1日一部修正～

【Q:7-5】 労働安全衛生法第30条(災害防止協議組織)について

標準仕様書第1編1-1-33 工事中の安全確保第17項に、「労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。」とあるが、どういうことか。また、災害防止協議会等の設置は何に規定されているのか。

【A】

- 1 労働安全衛生法第30条第2項には、**発注者**が、一の場所(出入り口が同じとか、作業が輻輳する現場等)において複数の請負者に作業を行わせるときは、その複数の請負者のうちから第1項の措置を講ずべき者として**代表者を指名**しなければならないことになっている。
- 2 また、労働安全衛生法第30条第4項には、指名された代表者は、同第1項第1号から第6号の措置を講じなければならないことが義務づけられている。
- 3 労働安全衛生法第30条第1項には、元請負者が、労働災害を防止するため、同項第1号から第6号に関する必要な措置を講じなければならないことが明記されている。**災害防止協議組織**は、建設工事に該当する下請負が1社でもあれば、第1号により設置が義務づけられている。

<労働安全衛生法第30条>

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第30条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

1. 協議組織の設置及び運営を行うこと。
2. 作業間の連絡及び調整を行うこと。
3. 作業場所を巡視すること。
4. 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
5. 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
6. 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

2 特定事業の仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。)で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を2以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る2以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として1人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負った者で、特定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を2以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

3 前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督者長がする。

4 第2項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第1項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第1項の規定は、適用しない。

～平成21年4月1日作成～

【Q:7-6】 店社パトロールについて

「施工プロセス」のチェックリストに店社パトロールの実施のチェック項目があるが、労働安全衛生法等で規定されているのか。

【A】

- 1 労働安全衛生法第15条の3(店社安全衛生管理者)一定の現場労働者数以上(ずい道及び橋梁工事は、常時20人。それ以外は常時50人)の現場で、統括安全衛生責任者を置く現場(ずい道及び橋梁工事30人以上それ以外は50人以上)を除く現場で店社安全衛生管理者を選任することが規定されている。
- 2 店社安全衛生管理者は、規則第十八条の八(店社安全衛生管理者の職務)で少なくとも毎月1回労働者の作業場所を巡視することが規定されている。
- 3 しかしながら、現場人数で法的に該当する工事は、**ずい道工事及び橋梁工事の20人以上30人未満のみとなる。**(狭い場所での作業になるため、危険度が高い工事)
- 4 したがって、上記該当工事以外の店社パトロールは、**上乗せ項目**になる。

～ 令和4年4月1日一部修正～

【Q:7-7-1】 墜落制止用器具の使用について

高さ2メートル以上の箇所でフルハーネス型を使用する人は、全員、特別教育の受講が必要か。

【A】

法令で特別教育が義務付けられるのは、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務」に限られる。

したがって、作業床が設けられている箇所においての作業、胴ベルト型墜落制止用器具を用いて行う作業については、特別教育は義務づけられていない。

* 当該Q&Aは、以下の資料から引用したものである。

令和元年8月厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 墜落制止用器具に係る質疑応答集

～ 令和4年4月1日一部修正～

【Q:7-7-2】 墜落制止用器具の使用について

高さ2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を着用して通行や昇降をするだけの場合、特別教育は必要か。

【A】

「通行」や「昇降」をするだけの場合、特別教育は必要ない。

* 当該Q&Aは、以下の資料から引用したものである。

令和元年8月厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 墜落制止用器具に係る質疑応答集

～ 令和4年4月1日一部修正～

【Q:7-7-3】 墜落制止用器具の使用について

「通行」「昇降」の定義はあるか。工事の進捗確認、点検なども「通行」「昇降」に含まれるか。

【A】

工事の進捗確認、現場巡視、点検などは、「通行」や「昇降」にはあたらない。

* 当該Q&Aは、以下の資料から引用したものである。

令和元年8月厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 墜落制止用器具に係る質疑応答集

～ 令和4年4月1日一部修正～

【Q:7-7-4】 墜落制止用器具の使用について

発注者が直接建設現場で建設作業を行うことはないが、発注者の立場から、請負者に対して、墜落制止用器具が必要な所定の場所において安全パトロールや安全点検を行う場合、発注者は特別教育の受講は必要か。

【A】

特別教育対象業務の条件(高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務)に当てはまれば必要。

原則として安衛法の措置義務は当該労働者を雇用する事業者には課されており、その意味・目的(災害防止)において発注者・請負者・元請け・下請け等の区別はない。

* 当該Q&Aは、以下の資料から引用したものである。
(一財) 中小建設特別教育協会東京労働局登録教育機関
よくあるご質問・回答【フルハーネス型墜落制止用器具特別教育】

～令和3年改正～

1. 「施工体制台帳の記載事項または添付書類の確認範囲」に関する運用の改正について（通知）

建設企画課長

「施工体制台帳の記載事項または添付書類の確認範囲」に関する運用の改正について（通知）

今般、「建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令」が公布され、施工体制台帳の記載事項の改正が令和2年10月1日に施行されました。

については、「施工体制台帳の記載事項または添付書類の確認範囲に関する運用」について、別紙のとおり一部改正します。

担当

＜土木工事に関すること＞

建設企画課 土木技術グループ

電話 052-954-6507(ダイヤルイン)

内線 2875

＜建築工事に関すること＞

建設企画課 建築技術・工事検査グループ

電話 052-954-6615(ダイヤルイン)

内線 2890

～令和3年改正～

別 紙

「施工体制台帳の記載事項または添付書類の確認範囲」に関する運用

1 施工体制台帳の記載事項の確認

- (1) 施工体制台帳に必要な事項（建設業法施行規則第14条の2第1項）が記載されていることを確認する。
- (2) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）が、必要な建設工事の主任技術者の資格を所有しているかを確認する。資格が不足しているときは、元請会社で専門技術者を配置する場合は元請会社の専門技術者欄に、また、下請負会社で配置する場合は下請負会社の専門技術者欄に、必要な専門技術者が記載してあるかを確認する。
ただし、特定専門工事においては、建設業法第26条の3各項の規定により、元請会社と下請負会社の合意がなされ、元請会社の配置する主任技術者が行うべき職務と併せて、下請負会社が配置しなければならないとされる主任技術者の行うべき職務を行う場合は、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を配置することを要しない。
- (3) 二次以下の下請負がある場合は、再下請負通知書に必要な事項（建設業法施行規則第14条の4第1項）が記載されていることを確認する。

2 添付書類の確認

- (1) 愛知県と元請業者との契約書の写し
- (2) 下請負契約書の写し
- (3) 主任技術者の資格を証する書面又は監理技術者資格者証の写し
- (4) 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
- (5) 監理技術者補佐（配置する場合）の資格及び雇用を証する書面
- (6) 専門技術者（配置が必要な場合）の資格及び雇用を証する書面
- (7) 二次以下の下請負がある場合は、再下請負人との契約書の写し

3 下請負契約書（注文請書等を含む）の確認

- (1) 一次下請負契約書については、最小限として下記の事項が記載されていることを確認する。

ア 注文者名（元請業者）と請負人名（一次下請業者）

～令和3年改正～

イ 工事内容

(ア) 工事内容が明記されていることの確認 (一式工事は不可)

(イ) 単価に材料費及び機械経費が含まれているか否かの確認

ウ 請負代金の額

エ 工事着手の時期及び工事完成の時期

オ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

(2) 二次以下の下請負契約書については、請負金額を確認する。

4 請負業者の指導

(1) 書類に不備があれば、指導する。指導内容は、「施工プロセス」のチェックリストに記載する。

(2) 二次以下の下請負金額を確認し、再下請負人の請負金額との差が小さい場合、一括下請負の疑義がないか、実質関与について確認する。

(3) 下請負契約書には「建設業法第19条に掲げる16項目」を記載しなければならない旨、元請業者を指導する。

(4) 二次以下の下請負契約書について、元請業者が契約書の確認を行うよう指導する。

2. 施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について

平成 13 年 3 月 30 日付け国総建第 80 号

国土交通省総合政策局長から都道府県知事及び政令指定都市の長あて

一括下請負等不正行為の排除については、従来よりその徹底に努めてきたところではありますが、依然として不適切な事例が多く見られ、公共工事におけるこれら不正行為の排除の徹底と適正な施工の確保がより一層求められています。

このため、先の臨時会(第 150 回国会)において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)が制定され、同法に基づき、平成 13 年 4 月 1 日から、公共工事について、一括下請負が全面的に禁止されるほか、施工体制台帳の写しの発注者への提出の義務付け措置等が講じられるとともに、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成 13 年 3 月 30 日第 76 号)により、平成 13 年 10 月 1 日から、公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなったところでもあります。

については、下記の点に留意し、拡充された施工体制台帳の活用等を通じ、適正な施工の確保と一括下請負等不正行為の排除の徹底等により一層努められるとともに、貴都道府県内の市区町村等に対しても、その旨周知方お願いします。

また、これらの措置に伴い、「一括下請負の禁止について」(平成 4 年 12 月 17 日付け建設省経建発第 379 号)を別紙のとおり改正することとしたので、併せて周知、指導方お願いします。

記

- 1 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、建設業者から提出される施工体制台帳の活用等により、適切に現場施工体制の点検等に努めること。
- 2 一括下請負等建設業法等に違反すると疑うに足る事実がある場合には、建設業法担当部局に通知する等相互の適切な連携に努めるとともに、厳正に対処すること。
- 3 公共工事に係る施工体制台帳の拡充に関する措置は、発注者による施工体制台帳の活用による現場施工体制の点検等を通じ、適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底等を図るためのものであり、この趣旨を踏まえ、その適切な活用を図ること。

また、契約書類のうち請負金額等については、一般的には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条の不開示情

報（同条第2号イの「競争上の地位を害するおそれのある情報」）として取り扱われるものであるが、入札監視委員会等の第三者機関において施工体制台帳を提示するなど透明性の確保に留意すること。

- 4 施工体制台帳の活用による点検等を通じ、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請負人に対して適切な指導を行うこと。また、施工体制台帳の活用にあたっては、着工時点で必ずしも全ての下請契約が締結されているものではないこと等効率的施工のための現場実態等にも十分配慮し、元請負人に過度の負担にならないよう留意すること。
- 5 発注者支援データベースの活用等により主任技術者又は監理技術者の適正な配置の徹底に努めること。
- 6 一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から、原則として営業停止処分により厳正に対処するとともに、一括下請負を行った建設業者については、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高から当該工事に係る金額を除外するものとする。

3-1. 平成15年度「建設業退職金共済制度の加入促進及び履行確保」について

平成15年10月31日付け15建総号外
愛知県建設部長から部内各地方機関の長あて

このことについて、平成15年9月30日付け事務連絡で国土交通省国土総合政策局労働資材室から別添のとおり通知がありましたので、この通知の趣旨をご理解のうえ、建退共制度のより一層の充実が図られるよう建設業に対する適切な指導をしてください。
なお、建設事務所にあっては、このことを各管内市町村に周知してください。

3-2. 建設業退職金共済制度の加入促進及び履行確保について

平成15年9月30日付け事務連絡
国土交通省総合政策局労働資材対策室から愛知県建設部長あて

標記については、平成15年9月9日付国総労第57号において、ご協力のお願いをさせていただいたところですが、この依頼に別添1として添付しました、「建設業退職金共済制度の普及徹底について」(平成11年3月18日付け建設省経労発第24号)の別紙2「共済証紙購入の考え方について」につきましては、現在、別紙のとおり改正されておりますのでご留意願います。

なお、この「共済証紙購入の考え方について」は、あくまでも勤労者退職金共済機構が定めた参考であり、証紙購入については、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であることにご留意願います。

3-3. 建設業退職金共済制度の普及徹底について

平成11年3月18日付け建設省経労発第24号
建設省建設経済局長から別記公共工事発注機関あて

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉

の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るため、従来よりその普及徹底を推進してきたところであり、貴職におかれてもご協力をいただいているところである。

しかしながら、現在の加入状況は建設業者数と比較して必ずしも満足すべきものではなく、また、建退共制度に加入しながら共済手帳の交付を行わず又は共済証紙の貼付を行わない建設業者が一部に見られるなど、その履行状況も必ずしも十分なものとは言い難い。

こうした状況を踏まえ、今般、労働省、建設省及び勤労者退職金共済機構において別添のとおり「建退共制度改善方策について」を取りまとめ、原則として、平成11年度当初より改善措置を講じていくこととしたところである。

については、各発注機関におかれても建退共制度の趣旨を理解され、下記事項による措置を講じ、履行確保について一段と協力されるようお願いする。

なお、昭和45年4月6日付け建設省経振発第52号及び昭和47年11月22日付け建設省経振発第163号は廃止する。

また、貴管下発注機関に対しても、この趣旨を周知されるようお願いする。

記

- 1 公共工事発注機関（以下「発注機関」という。）は、工事契約を締結した場合においては、建退共制度の発注者用掛金収納書（別紙1。以下「収納書」という。）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）から提出させるものとする。
- 2 前項の収納書は、工事契約締結後1か月以内に提出させるものとする。ただし、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注機関に申し出たときは、この限りではない。
- 3 発注機関は、受注業者から前項ただし書の申し出があったときは、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出させるものとする。
- 4 発注機関は、受注業者から第2項ただし書の申し出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完了時まで提出させるものとする。なお、受注業者から第2項ただし書の申し出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合において、受注業者が追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出させるものとする。
- 5 発注機関は、共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、受注業者又は勤労者退職金共済機構の建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めるものとする。
- 6 発注機関は、共済証紙の購入について、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であることに留意するものとする。なお、的確な把握が困難である場合において、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について（別紙2）」を受注業者が参考とする際には、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に

対象工事における労働者の建退共制度加入率 (%)

70%

を乗じた値を参考とすべきであることに留意するとともに、受注業者に対し、「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。

7 発注機関は、工事を発注するための現場説明において、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、第1項から第5項までに掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。

- (1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

別紙〔略〕

4. 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

平成26年2月3日付け国土建第272号

国土交通省土地・建設産業局建設業課長から愛知県建設部長あて

国土建第272号
平成26年2月3日

愛知県建設部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)

建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者(以下、「監理技術者等」という。)及び現場代理人について、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成25年2月5日付け国土建第348号)を定め、その適正な運用をお願いしてきたところですが、今般、下記のとおり改正し、地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても速やかに関係事項の周知方をお願いします。

なお、「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」(平成25年9月19日付け国土建第162号)は、廃止します。

記

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

- (3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成22年7月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定(標準約款第10条第3項)が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」(平成23年11月14日付け国土建第161号)(別紙1)において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日付け国総建第315号)のほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」(平成21年6月30日付け国総建第75号)(別紙2)において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上